

天理市産業振興館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例第12号

天理市産業振興館条例の一部を改正する条例

天理市産業振興館条例（平成27年12月天理市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

使用料

区分	単位	金額
テレワーク室A、テレワーク室B、テレワーク室C、テレワーク室D、テレワーク室E、テレワーク室F	1時間につき (午前9時から午後7時まで)	100円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 使用時間が連続して5時間を超える場合の使用料は、一律500円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用する産業振興館の施設の使用料について適用し、同日前の産業振興館の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。